

社会福祉計画論序説〔XI〕

— 結・「序説」の残された課題 —

高 田 真 治

はじめに

「社会福祉計画論序説」と題して、筆者の1つの研究課題としてとらえ、誠に拙いシリーズではあったけれども今まで連載を許していただいた。「序説」としたのは筆者の研究の位置づけでもあるし、またこの研究領域が社会福祉において未だ十分ひらかれていないという認識でもある。しかし、このシリーズは問題意識やその他の事情から順次掲載したものであって、このままでは必ずしも一貫性はない。そこで、今まで本学部紀要に報告したもの以外の課題を含めて、「序説」として心要な課題については検討してきており、それらを社会福祉計画論の「序説」として再構成、再検討してみたいと考えるので、本シリーズは今回で終えたいと思う。したがって次の課題は、これをふまえた社会福祉計画論の「本論」であり、また具体的な社会福祉計画の策定であるが、それは筆者の能力に鑑みて多少の期間を要することになるであろう。

そこで本稿では「社会福祉計画論・本論」への展望をもって、「序説」として整理する意味で、多少重複する点もあるが残された課題について検討しておくことにしたい。すなわち、その1は「計画」の機能およびその位置づけであり、その2は「計画者」の態度・立場の問題である。計画は基本的に自由に策定されるべきであると考えながら、しかしその計画が、いかなる目的をもっていかなる基本的な立場で策定されているのか、また誰のために策定されているのか。これらが計画の重要な課題とならざるを得ないであろう。

I 計画の自由

I - i 社会福祉計画の機能

現代社会におけるさまざまな問題解決のために不可欠であると考えられる計画は、計画の理念、また技術的・実践的なあり方が問われる。したがって今まで検討してきたように、社会福祉の問題解決のためには「社会福祉計画」が体系化される必要があるのである。

社会福祉における計画は新しい領域であるといえ、未だ知識また情報の用具、熟練した実践者、および人々の参加も不十分である。ことに後者、参加のニードは自由と民主主義のためだけでなく、大きな効果を期待する上にも実現される必要があろう。すなわち、計画におけるニードは次のごとくである。

- (1) 社会調査のニード。
- (2) 社会（福祉）計画者のニード。
- (3) 参加のニード。
 - (a) 民主主義体制の下での計画立案。
 - (b) 技術主義的傾向の防止。
 - (c) 参加による計画立案の効果の増大¹⁾。

社会福祉計画は包括的なアプローチを必要とするものであり、したがってここでの問題は、この社会福祉計画とソーシャル・ワークがいかに機能的に関連づけられるか、という点である。基本的には先の3つの側面にわたってそれらを促進するように、計画立案への積極的な参加の促進、人間の相互作用、社会環境等に関するデータの収集と提供によるニードの明確化と目標の設定、などにソーシャル・ワークとしての機能があるといえよう。「ソーシャル・ワークは計画立案の全ての局面に関与すべきである」という一般的な同意があ

1) ICSW, *Social Progress through Social Planning*, 1964, pp. 22-24.

る。社会問題との密接なコンタクト、ソーシャル・ワークの方法における能力は、計画立案の過程を通してソーシャル・ワーカーを価値の根源とするにちがいない。彼らは問題を明確にし、プランを開発し補完し、また評価する段階で援助しようのである。多くの諸国において、ソーシャル・ワークは管理組織の高いレベルでは、そのような計画立案に直接含まれていないということが注目される。計画立案機能のために、ソーシャル・ワーカーは政治過程の認識が必要であり、また計画立案に最も密接に関連した学問領域や方法（調査、アドミニストレーション、コミュニティ・オーガニゼーション）におけるより以上の訓練を受けるべきである。」²⁾

さて、計画の基本的機能を考えるならば、目的を設定すること、さらに目的を達成するための最も望ましい手段と方法を系統的に立てること、といえるであろう。すなわち前者は目標設定機能（構想・企画）であって、客観的な諸条件、主観的要素（フィロソフィ）にかかわるものである。後者は最適手段追求機能であって、客観的要素が強く、一定の要求に対し一定の制約条件の中で最適解を求めるものである。したがって計画機能の特徴としての2つの側面が、次のごとく整理されよう³⁾。

目標設定機能	最適手段追求機能
主観的 フィロソフィ優先 参加性強い 政治的決定 全体的価値認識	客観的 合理性優先 専門性強い 科学的決定 手段的認識

一方、N. ギルバートと H. スペクトは計画プロセスの側面を *technomethodological process* と *sociopolitical process* の2つでとらえている。前者は「分析的課題」を意味し、データの収集、問題の定量化、優先順位の設定、プログラムの設計、費用・効果分析等を含むものであり、後者は「相互作用の課題」であり、計画システムの構成と促進、コミュニケーション、交渉等を意味している

ものである。両者は連続体の2つの極とされるが、これを質的に区別する要件が計画者の役割と計画過程の一般モデルである。計画者の役割はテクノクラート、官僚、弁護士という3つのものに分けられる。テクノクラートが分析的傾向が強く、これに対し弁護士は後述するように、相互作用的存在であることがわかるであろう。以上の関係を整理すれば次のごとくである。

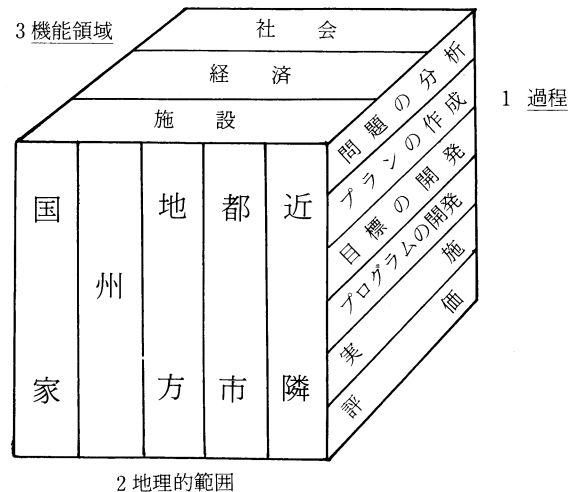
社会福祉における計画機能の位置づけと明確化、そして計画の遂行過程で果たすべきソーシャル・ワーカーの役割について、さらに検討していかねばならないであろう。

表1. 分析-相互作用連続体における計画の役割とモデル⁴⁾

計画の役割	分析的課題の強調	計画のモデル
		合理的意思決定
テクノクラート		複合精査
官 僚 弁 護 者		接合性のない増大 交互作用的計画
	相互作用の課題の強調	

計画は多様な要素を内包しており、したがってソーシャル・ワーカーが計画に関与する場合、計画の諸側面について自らの位置と機能を覚知した

図1. 計画における過程、地理的範囲および機能領域の次元



2) *Ibid.*, p. 275.

3) 田村明, 「都市を計画する」, 岩波, 1977, pp. 75-80.

4) Neil Gilbert and Harry Specht, *Planning for Social Welfare : Issues, Models, and Tasks*, Prentice-Hall, 1977, p. 73.

ソーシャル・ワーカーとしての役割を果たすことが期待されるのである。このための1つの枠組として、計画の諸側面を分析的にとらえるモデルをみておくことが必要であろう。そこで一般的な分析次元として、過程、地理的範囲、および機能領域の3つをとり、それらを三次元モデルとして次のように基本的に図示される⁵⁾。

以上のように計画の諸側面をいくつかの観点から分析的に検討することによって、当該社会福祉計画の範囲と機能、それを遂行していく過程などが明確になるとともに、それにかかわるソーシャル・ワーカーの役割もまた明確にされるであろう。

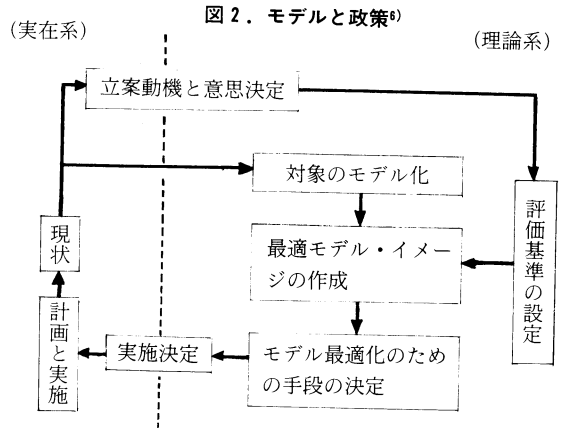
計画は自由になされるべきであろう。しかしこうして策定される計画は、単なる「ビジョン」であってはならない。社会福祉計画は現実の状況をふまえ、福祉の諸問題を効果的に解決するため、またこれらを予防するためにも体系的に策定されねばならないのである。

I - ii 政策科学の課題

社会システムと価値システムの問題についてはすでに検討した（〔VI〕参照）。社会的現実を社会システムとしてとらえ、これを社会システム・モデルとして構築し、現実の政策体系に反映させ社会システムを計画的に変更させようとするものであった。すなわち、現実の問題解決のために、現在の社会システムの状態の欠陥を診断し修正し、望ましい社会システムに変化させるという動因をもって、それにふさわしい方策を具体化することにあるといえよう。したがってここで「計画」が提起され、計画策定は、構造的分析、評価基準の設定、目標の設定および手段の決定が理論的に体系化されねばならないのである。

この社会システムの計画的変革という概念は、社会変動の制御、「社会制御」とも考えられているものである。しかし社会の動き、その方向性を制御するという事は、一体誰が何を制御するのか（制御主体と対象）、どのようにして制御するのか（制御手段）、何のためにいかなる目標をもって制御しようとするのか（制御目標）、などが明確化さ

れていなければならないであろう。



一般に社会制御の概念は、次の3つの要素によって認識される。

1. 成員の欲求充足の最適化を促進するために、社会的資源のフローの配分を政策的に制御するか、あるいはそのストックの配分と社会システムを計画的に設計することによって制御する。
2. 成員の参加と合意形成にもとづく自由選択的な意思決定によるシステムの計画的設計を通じて、社会資源の配分を促進する。
3. 社会的知識の蓄積にもとづく政策科学の成果を効果的に利用することによって、目的合理的に社会システムを設計する。（ここで社会的知識とは、社会変動の一般理論についての知識、社会変動の測定についての知識、社会システムの計画的設計についての知識、を意味している。）すなわち 1) 社会システムの計画的設計、2) 成員の自由選択的な意思決定、3) 政策科学の援用、である⁷⁾。

ここでまず、先の疑問に対する回答として、社会制御には制御の主体（ないし客体）としての成員の参加と、手段としての政策科学の援用が不可欠であることが強調されていることを確認しておこう。「参加」の重要性については今まで随所にふれてきたところであるが、もう1つの重要な要件である「政策科学」は、最近になって大きな課題としてとり上げられるようになったといつてよい。

5) *Ibid.*, p. 4.

6) 大来佐武郎他, 「社会システムモデルの基礎研究」, 科学技術と経済の会, 昭 48, p. 122.

7) 星野克美, 「社会変動の理論と計測」, 東洋経済, 昭 52, pp. 246-253.

政策科学は、インダストリアル・エンジニアリング (IE)、オペレーションズ・リサーチ (OR)、そして本シリーズでしばしばとりあげたシステム分析 (SA) という分析手法からさらに発展し、価値の問題を含めて将来の政策の選択を担うものとして考えられているものである。すなわち、この政策科学の誕生を促したものは、分析手法の発展過程の中で生じた次の諸点であると考えられるのである。

- (1) 定量化偏重。
- (2) 政策決定の困難さの増大。
- (3) 社会的諸問題解決のための学際的努力への要請、

以上である⁸⁾。すなわち、「そこに一貫して感じられるものは、効率一点ばりの直線的合理主義に対する反省である。もちろんそれは、効率を否定するものではなく、むしろ人間の価値観の多様化に基づくさまざまな要求と効率との調整を求める動きである。基本的には人間性の尊重であり、人間への回帰であるといつてよかろう。」⁹⁾

したがって、政策科学のとり組むべき当面の課題は、価値の衝突を調整するための諸方策が中心的課題であり、次の諸点であろう。

- (1) 価値測定の方法づくり。
- (2) 住民参加のシステムづくり。
- (3) 社会的紛争処理のためのルールづくり。
- (4) 人間の幸福につながるインデックスづくり。
- (5) 政策評価のフレームづくり、

以上である¹⁰⁾。

では、この手段と密接な関係をもつ目標とは何か。それはいうまでもなく「社会福祉」の向上であろう。今日「福祉優先への転換」といった表現で語られている主張は、その表現の抽象性、一般性にかかわらず、実はある種の具体的な内容を含むものであり、とくに、目標の内容の拡張という要求と同時に、それに対応した手段の体系の転換という要求をも含むものである。すなわち、公共的計画と社会的保障の確立であって次のものに集約される。

- (1) 社会保障制度の拡充。
- (2) 公共サービス・システムの抜本的改善。
- (3) 公共施設の整備。
- (4) 公害防止・環境保全・安全確保のためのルールの確立と規制の強化。

これらは社会の全構成員に人間としての生存の基本的条件を保障しようという「ミニマムの保障」に力点をおくものであって、市場と私的選択の原理によってではなく、公共的計画と社会的保障の原理によってのみ供給が保障される財およびサービスを供給する体制をつくるという考え方に沿っているのである。

このような「福祉優先」の要求への観点は、その改革への着手、あるいはそのようなかたちの諸サブシステムの改造と創設が、社会システムと生活構造の全体に与える衝撃は、経済発展の動態論的把握の中では、想像以上に大きなものとなる可能性があるであろう。たとえば、

1. 科学、技術の体系と産業発展の方向にたいする「福祉優先」政策の衝撃。
2. 社会システム改造のための新しい試みへの挑戦が提起されてくる可能性のあること。
3. 人々の要求の体系あるいは価値システムに与えるであろうと予想される影響の大きさ、以上である¹¹⁾。

社会福祉計画における残された課題の1つとして政策科学とのかかわりで検討してきた。政策科学は未だ提起の域を出ていないものであるが、その理念、理論、また政策決定にかかわる参加、さらに価値の問題は基本的な課題として今後なおいっそう検討を要するといえるであろう。前述のごとく、この遂行、ことに実践レベルでは、衝撃あるいは抵抗が予想されるのであるが、しかし、「社会福祉計画」にとっても基本的課題として看過できない課題であろう。

II 計画と自由

II-i 弁護者としての計画

8) 今村和男編、「システム分析」, 日科技連, 1977, pp. 4-7

9) 同, p. 10.

10) 同, pp. 16-37.

11) 正村公宏, 「現代日本の経済政策」, 筑摩, 1974, pp. 16-30.

社会システムの変革を旨とする社会計画あるいは社会制御、また社会福祉システムの変革を図る社会福祉計画は、その主体的な担い手である計画者の問題をのみのがすことができない。すなわち、計画者はいかなる権威をもって現システムの変革を図ろうとするのか、その権威はどこから与えられているのか、という点である。変革には価値観が伴うのであり、したがって、それは何に依拠したものであるか、変革の目標を何に基づいて設定するか、そして、その戦略また過程はどのようなものとするか、などが重要かつ基本的な課題とならざるを得ないであろう。そこでは専門家としての計画者の技能・技術とともに、計画者の価値観・倫理が問われるといえるであろう。

ではこのように変革志向をとる計画者は、社会変動をもたらすための権威をどこから得るのか。M. レインによる都市計画の例によれば、その権威の源として次の4つのものがあげられている。すなわち、

- (1) 専門意見。
- (2) 官僚的立場。
- (3) 消費者の選択。
- (4) 専門職の価値観、

以上である。さらに改革という合法的な課題を解決するために、計画者がいかに貢献したか、その活動の合法性が依拠するものは次のごとくである。

- (1) エリートの制度的関心——エリートの合意。
- (2) 社会科学的調査——知識の力。
- (3) 対象者の参加——人々の力¹²⁾。

計画者がどのような役割を果たすか、どのような立場に立って計画を策定するかは、計画のモデルにも影響を与えるものである。しかし、臨臨床的アプローチ ([II] 参照) によって強調されるように、計画ことに社会福祉計画についてみるならば、その対象者たる住民の生活者としての個別ニーズが反映されるべきであり、したがって、テクノクラートあるいは官僚としてのアプローチは、その点がいかに配慮されているかが大きな課題とならざるを得ないのである。

「計画」は伝統的かつ一般的に、行政あるいは

これの委託を受けたテクノクラートが策定するものと考えられている。しかしそのようにして策定された計画の、住民にとっての利益が問われるようになり、その立場に立った計画——この課題はソーシャル・ワークの基本的立場にも深く関連している——が主張されるようになってきたのである。すなわち、ソーシャル・ワーカーは計画への積極的な関与、役割を果たしていくことが要請されることとなったのである。例えば社会福祉計画に対して、ソーシャル・ワークは次の点において貢献しようと考えられている。すなわち、(1) 計画の全ての段階への積極的な参加によって、(2) 人々をとり扱うという実際の経験に基づく定量的情報の提供によって、(3) 適切な統計的データの提供によって、(4) 目的形成を援助することによって、(5) 社会調査によって、そして(6) 効果的な市民参加の手段をアドバイスすることによって、以上である¹³⁾。

このようにソーシャル・ワークは、計画策定への参加を促進するとともに、適切な情報の提供によって貢献しようのものであるが、しかし、一般に住民は未だ単なる「計画の対象者」の位置にとどめおかれ、計画への参加はもとより内容の認識・理解も十分出来ない状態にあるといえるであろう。したがって先のソーシャル・ワークの計画における役割がいつそう期待されるわけであり、「対象者」にすぎない人々を弁護ないし代弁する機能がソーシャル・ワークにおいて注目されるようになったのである。すなわち、計画についてみれば「弁護者としての計画 *advocate planning*」である。

アドボカシー *advocacy* は、クライアントの権利をいわば直接的に守るべき理念として、ソーシャル・ワーク実践において顕著で一般的な考えとなりつつあるといえる。しかし弁護者としてのソーシャル・ワーカーの機能は、伝統的観点からみれば、クライアントの利害と同様、専門職倫理をも害するかも知れないのである。アドボカシーは決して新しい概念ではないが、“social” と “psychological” という葛藤を内包しており、また「社会改良へのソーシャル・ワークの責任と困難の中にある人々への個人的援助」をも意味してい

12) Martin Rein, “Social Planning : the search for legitimacy,” *AIP Journal*, vol. 35-4 (Jul. 1969), pp. 233-244.

13) ICSW, op. cit., p. 27.

るのである。すなわち、伝統的な社会制度の変革と臨床的治療的志向の課題を、より鮮明にさせるものであるといえよう¹⁴⁾。

計画におけるアドボカシーという課題は、1963年にニューヘブンをニューヨークで設立された、貧困者のための法律事務所の活動に原型をもつ地域法律事務所の活動にさかのぼる。この活動の影響を受けた在野の計画者の住民運動への援助、また計画過程において行政側の計画者と住民側の計画者との対抗関係を意図的に導入する試みに端を発しているとみられる。ここでの「弁護士としての計画」の定義は未だ明確になされていないが、一応次のごとく簡単に定義されるであろう。すなわち、「都市計画関係の在野の専門職業家が無償で住民団体の依頼に応じ、この住民団体に代表されている集団利益を弁護するために、公共機関が作成した計画に批判を加え、あるいは代替計画を立案し、さらにはこのような計画扶助活動を媒介にして住民運動の基盤をひろげ、その政治的影響力を補強していく運動、」¹⁵⁾以上である。そしてここで共通する特性は、「専門家が特定集団の利益を擁護するという明確な目的意識をもって、この特殊利益にかかわる計画の策定につきその利益主張を援護し、これを洗練されたものにしていく計画活動、」¹⁶⁾なのである。

弁護士としての計画は、都市計画者の「貧困撲滅戦争」における役割の摸索から生れたものであって、在来の都市計画者の専門職業倫理——特定利益をはなれて諸利益間の調整をはかり、公共の利益を具現した計画の作成——に対し、貧困層や少数民族集団の利益を擁護するというものであった。すなわち、「〈Advocate Planning〉の特性は、コミュニティ活動事業の一環として普及した『地域法律事務所』による法律扶助事業と同様に、それが独立の専門的な計画事務所による計画扶助事業として実践されたときにもっともよく発揮され、これによって〈Advocate Planning〉の典型的な形態が確立されたといえる。それはあ

くまでも個別具体的な利益を推進する柔軟かつ機動的な運動であって、硬直的な機関参加の制度になじみにくい性質をもっていた。それは諸利益の調整と統合という公共的責任をいったん放棄し、これを他者に委ねた上で、計画の価値配分機能を暴露し、計画過程を政治化していく運動である。そこに〈Advocate Planning〉の意義と限界がある。」¹⁷⁾

したがって弁護士としての計画の真の成果の測定は、次の角度からなされねばならないであろう。

1. どれだけ将来の公共機関の計画のあり方に衝撃を与えたか。
2. 公共機関の計画が、どれだけ貧困層の利益なり少数利益なりに鋭敏になったか。
3. どの程度社会計画の要素を加味するようになったか¹⁸⁾、以上である。

「弁護士としての計画」の課題は、社会福祉計画は言うに及ばず諸計画、ことに従来行政計画の基本的なあり方を問うものとして検討を要すると考える。前述のごとく、計画の主体、その目的、計画における伝統的な専門職の立場、価値あるいは力の再配分機能などについて、計画の基本的課題を提起するものだからである。したがって社会福祉計画においても、未解決な問題が数多く残されているのであるが、しかしその基本点を次の文章から学んでおきたい。すなわち、「われわれにとって必要なのは、たんなる形式ではなくて、実質的に機能することのできる民主主義であり、民主主義的統制あるいは『参加』を前提とする計画である。それは、当然、勤労者大衆の生活と意識の現実にかんする正確な認識を前提とする意識改造の計画を内包する戦略でなければならない。もちろん、このばあいの国民意識の改造をめざす計画は、国民の意識の姿意的な操作や管理を意味するものではなくて、人々の人間性と可能性にたいする呼びかけと、それを有効にするための実際的な生活改造計画として設定されなければならないであろう。」¹⁹⁾

14) N. Gilbert and H. Specht, "Advocacy and Professional ethics," *Social Work*, vol. 21-4 (Jul. 1976), p. 288.

15) 西尾勝, 「権力と参加」, 東大出版, 1975, p. 123.

16) 同.

17) 同, p. 164.

18) 同, pp. 179-180.

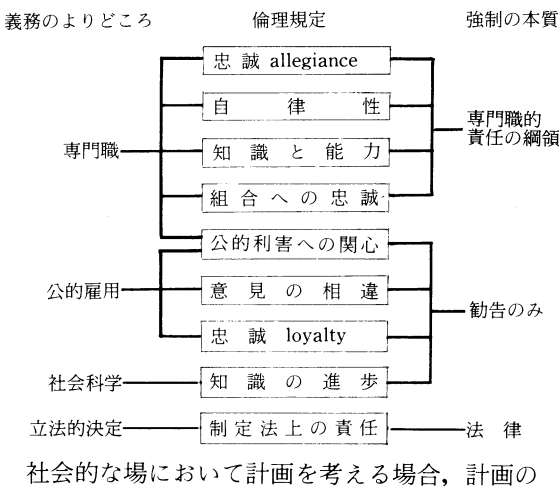
19) 正村公宏, 「計画と自由, 社会システム改造の理論」, NHKブックス, 昭47, pp. 178-179.

II - ii 計画の倫理

以上考察してきたごとく、「計画」には技術・機能、その目的と位置づけ、あるいは計画者の立場等の問題について検討される必要がある。計画そのものは科学的に策定されるべきものである。しかしその認識に立ってなお倫理的な課題を問うておかねばならないと考えるのである。したがって最後に、計画の倫理ないし計画者の倫理について考察しておきたい。

計画における専門的倫理には2つの展望がある。すなわち、第1は内在的なもの——計画立案するという職業と、その専門職的倫理が実践的計画家の行動を意味しているのか、を探究することである。第2の展望は、計画立案の社会的価値を問い、そして巾広いコンテストにおける専門職的倫理を考察すること²⁰⁾、以上である。ここで指摘されている「職業としての計画立案の倫理規定」とは図のごとくであるが、みられるようにここで主としてとりあげていることは、職業倫理としての「義務」である。計画者としての主体的側面を規制するのは義務、責任感であるというが、ではこれにもとづいた計画がいかに社会にとってふさわしい計画とされるのであろうか。

図3. 職業としての計画立案の倫理規定²¹⁾



もつ社会的意味、人々はいかなる倫理に基づいて計画を共有するかを明らかにしなければならない。自由で民主的な計画とは、個々の人間の個性や自由を尊重し、人間の自由を増大させるものなのであり、したがってそのような計画とはいかなるものであり、いかにしてそれは可能であるかを課題とせねばならないであろう。一般に基本的要素として、計画の動機、目的、科学（手段）および結果があげられるが、計画観によって計画を類別するならば、次のごとくである。すなわち、目的論的計画、責任論的計画、および義務論的計画、である。「目的論的計画は、『社会の目標、理念ないし目的は何であるか』を問うことによって、『計画をして何をなすべきか』を求めようとするものであり、責任論的計画は、『何が社会に起りつつあるか』を問うことによって、『相互の応答をいかに適切になすべきか』を求めようとするものである。それに対して、義務論的計画は、『何が正しいか』を問うことによって、『何をなすべきか』を求めようとするものである。」²²⁾

しかし、目的は何か、また何が正しいかを問うにあたっては、「何が社会に起りつつあるか」を問うことによって答が得られる。社会的計画というのは、社会の各成員の間の相互作用によって成立するものであり、その評価というのは各成員の相互作用によって生ずる状態に対する評価なのである。適切な相互作用というのは、将来に対する的確な予見と責任ある応答的行為によってはじめて可能となる。最適というのはこのような責任性の倫理に支えられて意味を持つ概念であり、社会関係によって定義されるものである。社会的計画を可能ならしめるのはこの責任性の倫理であり、したがって目的論的計画も、義務論的計画も、ともに責任性の倫理によって基礎づけられたときのみ、人間社会における適切な計画として存在し得るものとなるのである²³⁾。「それは計画への市民参加、あるいはより積極的に市民の行動を主体とし、市民の相互間の責任ある応答的行動による計画ということでもある。ここでは協力は市民相互の責

20) Peter Marcuse, "Professional Ethics and Beyond: Values in Planning," *AIP Journal*, vol. 42-3 (Jul. 1976), pp. 264-274.

21) *Ibid.*, p. 267.

22) 鈴木光男, 「計画の倫理」, 東洋経済新報社, 昭 50, pp. 165-166.

任ある応答によって成立する。」²⁴⁾

以上の計画(者)の主體的側面に加えて、他方、計画をすること、計画立案の社会的価値とはどのようなものであろうか。これこそわれわれが希求し、努力しているところの、目的概念としての「社会福祉」の達成にあると強調せねばならないであろう。

われわれが今日直面している問題は、必要にして十分な計画化を取り入れた社会において、どのようにして個人の自由と人権にかんする基本的な要求を満たすことが可能であるか、「規制からの自由」の必要と「規制による自由」の必要との矛盾を、どのようなかたちで解いていくのか、という問題である。

このような、よりすすんだ段階における自由と計画の関係を考えるために、次のような2つの側面を問題にすることが妥当であろう。すなわち、

1. 自由を基礎においた計画、あるいは、自由の余地をできるだけ大きく残すように設計された計画の方法の追求という問題。
2. 計画の決定過程そのものにおける民主主義と自由の問題。いいかえれば、計画の決定にたいして、多様な意見、価値判断の多様性、多様な選択の可能性を保証する方法の追求、以上である。

そこで、1. 「計画の方法」に関するものとして次の要件があげられる。

- (1) 保障の計画の発展。
- (2) 行動のルール確立。
- (3) 誘導・調整システムの完備。

しかし、計画の内容に関する議論と決定の過程において、市民あるいは国民の自由な選択をどう保証するのかという問題がある。これが2の課題である。したがって、2 「計画における自由」には次のものが考えられよう。

- (1) 十分な量と質の情報の整備。
- (2) 情報の公開。
- (3) 異端あるいは少数意見の尊重。
- (4) 可能なかぎり広い範囲にわたる分権システムの採用²⁵⁾、以上である。

計画立案、計画的変革とは、人知、人工でもつ

て、個人、集団、あるいは社会の現状ないし趨勢を、別の状態、方向へ変革しようとする行為、すなわち社会変動の制御であった。したがってそこには、単に技術・方法の問題のみでなく計画者としての責任・倫理がなければならないであろう。

社会福祉計画について今まで検討を続けてきた。本稿の冒頭にのべたごとく、多くの課題を内包し、多くの検討を要すべき問題をかかえているのであるが、そのうち最も基本的と考えられる「計画」そのものの問題と、「計画者」の問題、この2つの側面についてとりあげた。しかしながら十分検討がつくされておらず、なお問題提起にとどまる観があり、このような基礎的な課題、問題点の検討をさらにいっそう進めることが必要であると考えている。これを通して、わが国における緊急かつ重要な課題である「社会福祉計画」への本格的な取り組みがなされるであろう。これがすなわち、本「序説」をさらに開発していこうとする筆者の今後の研究課題である。

(「社会福祉計画論序説」・完)

23) 同, pp. 160-168.

24) 同, p. 165.

25) 正村公宏, 「経済政策原理」, 日本評論社, 1972, pp. 225-230.